

令和 3 年度 施策評価表

施策	0102 親と子の健康増進	施策担当部	こども未来部	部長	山中 さと子
		施策担当課	こども家庭課	課長	川下 善文
施策の方針	健康診査や健康相談など、親と子の健康づくりへの取組をはじめ、子どもの発達に応じた支援、児童虐待防止などを進める。				
関連するSDGsのゴール	  				

【DO（実施）】

基本計画における目標値

指標名	単位	基準値 (H26)	H28目標値		H29目標値		H30目標値		R1目標値		R2目標値		R2年度	
			H28実績値	H29実績値	H30実績値	R1実績値	R2実績値	達成率	進捗率					
① 妊婦健診の受診率	%	86.7	88.5 87.0	90.0 88.1	91.5 87.8	93.0 89.2	95.0 89.8	94.5%	94.5%					
② 予防接種の実施率	%	73.5	91.5 100.4	92.0 92.8	92.5 96.3	93.5 93	93.5 98.0	104.8%	104.8%					
③ 幼児健康診査の受診率	%	95.0	96.0 96.6	96.5 96.4	97.0 95.4	97.5 96.8	98.0 78.8	80.4%	80.4%					
④														
⑤														

施策達成状況の説明

【妊婦健診】
受診率は昨年度より上昇しているが、近年横ばいが続いている。妊娠届時に妊婦健診の重要性について説明し、適切な保健指導を行っている。出産予定日より早く出産に至る妊婦もいるため、後半の健診を受診しないこともある。

【予防接種】
接種率は、近年上昇傾向にある。0～1歳で接種するものについては、ほぼ100%達成している。6歳で接種するMRⅡ期、9歳で接種する日本脳炎Ⅱ期、11歳で接種する二種混合については、接種率が低いため、接種勧奨のチラシやはがきの送付を行っている。

【幼児健康診査】
令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、4～6月までの健診は中止し、7～3月まで小児科診察のみ各小児科医院で受診し、それ以外の項目（歯科診察等）はこれまでどおりこどもセンターでの集団健診と、受診方法を変更して実施した。そのため対象者はこどもセンター（集団健診）と各小児科医院（個別健診）の2か所で受診することとなり、集団健診は受診したが、個別健診を受診していない者が多かった。その結果、小児科診察が未受診で健診結果を網羅できず、1歳6か月児健康診査の受診率は82.8%、3歳児健康診査の受診率は81.0%と受診率が低下した。

施策経費

(単位:千円)		R2年度 決算	R3年度 予算	R4年度 見込	特記事項
内訳	事業費	467,189	474,993	491,766	
	国庫支出金	10,683	11,349	18,934	
	県支出金	4,813	4,801	6,475	
	地方債	0	0	0	
	その他	1,939	41,090	2,027	
	一般財源	449,754	417,753	464,330	
人件費	49,509	52,813	-		
フルコスト	516,698	527,806	-		

施策の概要

010201	親と子の健康づくり	安心して妊娠・出産や子育てができるよう、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査、母親の体調管理や乳幼児の順調な発育を促す乳幼児全戸訪問をはじめ、乳幼児健康相談、特定不妊治療等への支援、食育など、様々な健康づくりに取り組みます。
010202	子どもの発達支援	子どもの健やかな発達を支援するため、ことばや心の相談、未就学児の発達支援相談などを実施します。 また、障害児通所支援など障害児福祉サービスの提供を行うとともに、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校等との適切な情報共有に加えて、医療機関や療育支援機関などと連携した支援に取り組みます。
010203	保護を必要とする児童等への支援	子どもの安全と健やかな成長、健全な親子関係の形成を図るため、児童相談所など関係機関と連携しながら、児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応の体制づくりに取り組むとともに、保護が必要となった児童等については、児童養護施設等への受入を行います。

【CHECK（評価）施策担当部長】

<p>施策を達成する上での問題点・課題</p>	<p>【親と子の健康づくり】 妊娠期から心身ともに健康を保持するとともに、子どもの健やかな成長を促進するため、妊娠から出産、子育てに至るまで、切れ目のない支援を継続して行うことが重要である。また、育児に関する様々な相談対応を行い、支援を要する家庭には、早期に関わり適切な対応を行う必要がある。</p> <p>【子どもの発達支援】 運動面やことば・こころの発達等に不安や悩みをもつ対象者には、重複した問題を抱えていることが多いことから、多職種の関係機関と連携を図り、対象者を支援することが重要である。相談業務を行う上で、きめ細やかな対応と的確な評価判断を行うとともに、必要に応じて適切な専門機関へのつなぎが必要である。</p> <p>【保護を必要とする児童等への支援】 児童虐待の相談件数は、ここ数年ほぼ横ばいであるが、緊急を要するケースや対応が困難になるケースが発生している。児童虐待の未然防止や早期発見には、通告や相談窓口の周知が重要である。また、ケース対応については関係機関の連携が不可欠であるため、要保護児童地域対策協議会の適切な活用を図る必要がある。</p>
-------------------------	---

【ACTION（改善・改革）】

<p>問題点・課題を踏まえた施策構成事務事業の改善・改革や新規事業についての考え方</p>	<p>○子育て世代包括支援センターを活用し、妊娠期から子育て期にわたるきめ細やかで切れ目のない支援を行う。また、産後ケア事業を実施し、産後早期から必要な育児支援を行うことで、育児不安の軽減や育児環境の改善を図る。</p> <p>○乳幼児健康診査や各種相談事業により支援が必要な親子に対し、継続した支援（切れ目のない支援）が行えるよう、健康管理システムの有効活用や、医療機関や保健所等の関係機関との連携強化を図る。</p> <p>○児童虐待の未然防止、早期発見や発生時の迅速な対応等、切れ目のない支援が行えるよう、引き続き、要保護児童地域対策協議会の構成機関と連携を図っていく。また安全確認ができない児童の把握と当該児童の安全確認に努める。</p>
---	---

令和4年度新規事業

	事業名（仮称）	担当課	R4年度見込	対象・事業概要など
			事業費（千円）	
1				
2				
3				
4				
5				
			0	